

ふるさと納税制度の見直しについて

【担当省庁】総務省

香芝市における取組

(現状・課題)

・ふるさと納税制度は、納税者が自分の故郷や応援したい自治体に寄附をした場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と個人住民税から税額控除されるものである。(ワンストップ特例制度を利用すると、上記税額控除のうち所得税分も個人住民税から控除される)

・現在のふるさと納税制度は、返礼品を目的とした寄附が増え、本来の趣旨から逸脱してきており、一部の限られた自治体に寄附が集中し、住宅都市などでは減収となっている自治体がある。

また、ワンストップ特例制度を利用すると、対象控除額が全て個人住民税から控除され、地方へ転嫁されており、制度を活用する市民が増えるほど、市の負担が増える仕組みとなっている。

◆香芝市における寄附金額と税額控除の推移 (単位:円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| ① 寄附金額 | 52,723,492 | 55,219,354 | 65,200,690 |
| ② 経費 | 25,762,268 | 27,535,159 | 32,525,792 |
| ③ 市民税控除額 | 160,797,061 | 208,747,832 | 258,380,648 |
| ④ 差引収支 (①-②-③) | ▲133,835,837 | ▲181,063,637 | ▲225,705,750 |

(参考)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|
| ⑤ 地方交付税 (③×75%) | 120,597,796 | 156,560,874 | 193,785,486 |
| ⑥ 差引収支 (④+⑤) | ▲13,238,041 | ▲24,502,763 | ▲31,920,264 |

※地方交付税交付団体の場合、ふるさと納税による税額控除適用に伴う個人住民税の減収分の75%が基準財政収入額に反映される。

・本市では、ふるさと納税ポータルサイトの追加による発信力の強化や、新たな返礼品・事業者の確保に向け、市内事業者への働きかけ・商工会を通じた事業者募集など、寄附金額の伸長に取り組んできたが、ふるさと納税制度を活用する市民も増加しており、差引収支(市の負担額)は増加傾向にある。

(参考_香芝市のふるさと納税登録事業者数) 令和6年2月時点

- ・ふるさと納税登録事業者数：72事業者
- ・ふるさと納税返礼品数：440点
- ・ポータルサイト数：6サイト

国にお願いすること

・安定した税収確保の観点から、個人住民税の減収とならないよう、ふるさと納税による個人住民税の税額控除の上限に定額要件を設けるなど、ふるさと納税制度を抜本的に見直すことに加え、差引収支(市の負担額)については、地方交付税の算定において、個人住民税の減収分の75%が基準財政収入額に反映をされる仕組みとなっていることは認識しているが、全額国により補填することを要望する。

・ワンストップ特例制度を利用した場合に個人住民税から控除している所得税控除相当額(確定申告をした場合のふるさと納税に係る所得税控除額)については、全額国により補填することを要望する。

【担当部署】香芝市企画政策課